

## 錦江町農業委員会 12月総会議事録

○ 開催日時 平成26年12月16日(火) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員 (20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農地法第5条許可申請について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第31号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成26年度12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番 鍋委員と13番 徳永委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは12月の会務報告を致します。</p> <p>12月 2日 農地売買事業の現地調査を行ったところです。</p> <p>12月 5日 田代地区の5条申請箇所の現地調査を行っています。</p> <p>12月10日 12月議会が開会されまして、今回は田代支所で開催されたところです。</p> <p>12月11日 12月議会の一般質問が行われました。</p> <p>12月12日 大根占地区の5条申請箇所の現地調査を行っています。</p> <p>12月16日 本日、定例会でございます。</p> <p>12月19日 県農業会議諮問会議が開催されます。</p> <p>12月24日 12月議会の最終日です。</p> <p>12月26日 仕事納めです。</p> <p>1月 5日 仕事始め式が行われますが、案内文書が入っていたと思いますが、都合を付けて出席してください。</p> <p>以上で、会務報告を終わります。</p>
議 長	<p>只今の会務報告について、質問はありませんか。</p>
全委員	<p>(発言なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について説明いたします。</p> <p>申請者は、K・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字幸昌寺1613番1、地目は畑、地積は3,381㎡ですが、このうち546㎡を農業用施設用地、農業用倉庫を建設するために用途変更するものです。4頁から10頁にかけて参考資料を添付してありますので、確認をお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、20番 本釜委員です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、調査報告を、20番 本釜委員お願いします。</p>
20番 本釜委員	<p>調査報告をいたします。</p> <p>12月12日に、鳥越委員と事務局及びKさん立ち合いのもとで現地調査を行いました。</p> <p>今回申請の用途区分変更ですが、農業用倉庫建設のための申請です。</p> <p>畑3,381㎡のうち546㎡を用途変更するものです。</p> <p>現在、上堀内さんは新規就農者として頑張っているようですが、将来の規模拡大を見据えて、農業用倉庫建設を予定されています。</p> <p>付近の状況は、8頁の地図のとおり周辺は畑・雑種地ではありますが、農業用倉庫を建設しても何ら影響はないと思います。</p> <p>上堀内さんについては、農地も良く管理されており、今後も農業経営に意欲も持っていていらっしゃいますので、この用途区分変更については認めて良いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、「議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について」を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>「議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます・ したがいまして、議案第27号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に、「議案第28号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第28号 農地法第3条許可申請についてを説明いたします。 受付番号5号の譲渡人は、U・Hさん、T都在住の方です。一方、譲受人は、U・Mさん、K市自治会在住の方です。この申請は姉妹間の贈与による所有権移転となっています。</p> <p>申請地は、馬場字西ノ下861番1、地目は田、地積は2,017㎡となっています。U・Mさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地10,429㎡、貸付地10,471㎡となっています。 受付番号5号の担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>次に受付番号6号について説明いたします。 受付番号6号の譲渡人は、U・Iさん、K市在住の方です。一方、譲受人は、M・Aさん、I自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>申請地は、田代麓字カチャ1,618番1、地目は畑、地積は599㎡、次が、田代麓字カチャ1,618番3、地目は畑、地積は215㎡で、2筆の合計は814㎡となっています。 M・Aさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地3,056㎡、貸付地3,324㎡となっています。 受付番号6号の担当調査員は、18番 樋渡委員です。 以上です。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号5号について、17番 鳥越委員をお願いします。
17番 鳥越委員	U・HさんはU・Mさんの妹であり、T都に住まわれているということで、姉妹間の贈与ということで、何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号6号について、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>6号についてですが、これはU・IさんからM・Aさんに、ここを買ってこないかと相談がありまして、M・Aさんが良いですということで成立した訳ですが、これはM・Aさんが20年以上耕作されております。それとU・Iさんのお母さんが体が弱くて、このM・Aさんが面倒も見て、夏・冬の庭の手入れまで管理されておりまして、是非M・Aさんに譲りたいということで、今回成立したものです。値段的にはすごく安かったんですが、全部で20万円です。これは今後親の面倒とか庭の管理とか、Uさんの土地まで管理してもらおうということで。M・Aさんはもっと良い値段を、もっと高い値段を言われたんですが、U・Iさんが20万円が良いというので、このように決まったものです。それでM・Aさんも下限面積30アール以上耕作しておりますし、自分の土地、それも十分管理されて、機械等も所有されていますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、各担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
19番 鈴委員	<p>これは上のやつと何か関連があるんですかね。苗字も一緒だけど。面積も似ているけど。</p>
事務局	<p>U・IさんとU・Mさんは夫婦です。</p> <p>財産的に上の方は大根占の土地で、下は湯ノ谷家の方の財産です。</p>
19番 鈴委員	<p>じゃあ貸付地が、今度売られるということですね。上のほうの。</p>
事務局	<p>いや違います。貸付地はUさんが相続をされた農地が貸し付けられている。Mさんが大根占の方の相続をされた農地が貸付地です。</p> <p>自作地10, 429㎡の内の814㎡を売られるということです。</p>
10番 牧原委員	<p>だからこの自作地を10, 429㎡は一緒だよ。だからこれを売買して貸付地だけを残すということになっているのけ。</p>
事務局	<p>いや全部売られる訳では無いので、自宅に近い所の、家庭菜園的に使っている畑だけをMさんに売られるところです。</p> <p>10, 429㎡の内の814㎡を売られるということです。</p>

5番 平原委員	Mさんはいくつなんですか、歳は。
18番 樋渡委員	72歳です。
5番 平原委員	貸付地の方が多いがと思って。
18番 樋渡委員	これは営農組合で借りて、これ私の土地もあったんですが、幅が足りなくて私の土地には。ハウスが幅が40m、長さが50mの5連棟なんですが、1反5畝ぐらいなんですが、座りきれなかったんです。その上に組合員の圃場があったんですが、そこは基礎が打てないということで。岩が出てですね。それでM・Aさんをお願いして、そのハウスを組合で立てたところです。
事務局	上部営農組合の育苗ハウスのところですよ。
18番 樋渡委員	それと814㎡ですが、この599㎡と215㎡ですが、これはちょうど真ん中を町道が通ってしまっていて、土地も別れているところです。
8番 寺田委員	このUさんは夫婦は解るんですが、夫婦で農業をしていらっしゃるんですか。
事務局	米を作っているらしいです。田代の方でされています。
8番 寺田委員	3条の方で条件があるんじゃないの。
事務局	まったく農業をされていないわけじゃなくて、米を作っているらしいので、農業をされているので、150日以上従事日数があるので。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます、 これから、「議案第28号 農地法第3条許可申請について」を採決します。 議案第28号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「意義なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第28号については原案のとおり許可することに決定し

	ました。
議 長	次に、「議案第29号 農地法第5条許可申請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは「議案第29号 農地法第5条許可申請について」を説明いたします。 受付番号3号につきましては、売買によって太陽光発電設備を設置するために、現況の畑から変更するものです。</p> <p>申請者は、譲受人のK市在住のA・Rさんと譲渡人のB自治会在住のI・Aさん連名による申請となっています。</p> <p>申請地は、田代麓字荒田原4,586番15、地目は台帳は山林ですが現況は畑、地積は3,580㎡となっています。</p> <p>この申請地については、本年2月の定例総会において、農振除外の申請のあった内の1筆です。15ページから19ページにかけて、位置図等を添付してありますので、確認をお願いします。</p> <p>この件に関する担当調査員は、6番 東郷委員です。</p> <p>次に受付番号4号について説明いたします。</p> <p>本件については、議案第27号で説明申し上げましたとおり、農業用倉庫建設用地として転用するものでございます。</p> <p>申請人は、貸し人のS自治会在住のK・Mさんと、借り人のK・Hさんの連名となっています。20ページから24頁にかけまして、位置図等を添付してありますので確認をお願いします。</p> <p>この件に関する担当調査委員は、20番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号3号について、6番 東郷委員をお願いします。</p>
6番 東郷委員	<p>報告いたします。</p> <p>今説明もありましたが、前2月に売買の相談もあったんですが、今頃ちょっと茶畑を買うような人がいなくて成立しなかったんですが、今回ソーラーの件で相談があって、することになって、今回現地調査を基委員、役場3名の立ち合いで見てきましたけれども、隣は前もありましたとおりKさんのソーラーの工事がずっと進んでいて、その隣ですので、その付近のお茶農家も全部やめられておって、茶園も相当荒れていましたので、やむを得ないだろうということで、皆と話し合って現地では承諾しました。皆さんのご意見をお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、20番 本釜委員お願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>受付番号4号について報告いたします。</p> <p>本件については、先ほども説明いたしましたとおり、親子間の使用貸借による農業用倉庫建設のための転用申請です。</p> <p>現地は1種農地ですが、不許可の例外の農業用施設建設ですので、問題は無いと考えています。審議の方をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、各担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
10番 牧原委員	<p>ソーラーはいま保留になっているけど、今から申請して良いんだろうか。</p>
事務局	<p>50KW以下ということで、192枚のパネルを設置して48KWの出力の太陽光発電施設なので、九州電力の方の承認と総務大臣の許可も取っていらっやって、それを添えて申請して頂いています。ですから建設は可能と考えられます。</p>
19番 鈴 委員	<p>そのほかにも契約があるんだろうか。</p>
事務局	<p>契約は九電と、それから九州経済産業局からの売電設備の認定、それを取っていらっやいます。</p>
19番 鈴 委員	<p>送電線の話で、設備は作って、例えば田代から大根占まで電線を付けてくれというような、九電からそういうような送電線が大きくなかったら、すぐ近くの線には繋げないような、何かそういうようなあれもあるみたいだから、ちゃんとそういうところまで出来るんだろうかと。</p>
事務局	<p>一応九電の承認も出てますので。今言われているのは送電線の容量が足りないということで、殆どが止まっている状態なんですけれども、今50KW以下は良いということで、そのべらぼうに大きな出力ではないので、今の送電線で耐えられるということで、許可が出たんだろうと推察しています。</p>
16番 黒瀬委員	<p>値段も相当下がっているでしょ。</p>
事務局	<p>今36円か、そこらあたりだったと思います。最初は42円ぐらいだったと思いますが、大分下がってはいます。</p>

8番 寺田委員	先の3条で伺って5条で言う必要はないかもしれませんが、546㎡の申請で、建物は96㎡ですよね、500幾らも必要やったあろかい。
事務局	既存の施設が、既存の倉庫があるんです。それが手狭なので、そして新たに倉庫をとということで。地図では一枚の3,381㎡の農地なんですけれども、3段になった段々の畑なんです。その一番上の畑の部分が546㎡です。三角になっている部分。その3分の1ぐらいに倉庫が現在あるので、それを壊さずに更に作るということです。
8番 寺田委員	足して200は超えんとな。
事務局	既存の施設がある関係で、今回作る倉庫は100㎡未満なんですけれども、それに合わせて車の出し入れをする部分とか含めると200㎡を超えるので、転用の申請が必要であるということになります。
8番 寺田委員	了解。
議 長	他に質疑ないですか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます、 これから、「議案第29号 農地法第5条許可申請について」を採決します。 議案第29号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第29号については原案のとおり許可することに決定しました。

議 長	<p>次に「議案第30号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は76筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を6回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第26号のうち、受付番号273号から285号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第26号のうち、受付番号273号から285号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号273号の貸し人はA・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字高田山5,092番4、地目は田、地積は2,295㎡です。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。</p> <p>借り人は、I・Mさん、B自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地61,619㎡で、お茶、インゲン、カボチャを主体とした経営をされています。労働従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、2tダンプ、防除機、摘採機各1台となっています。</p> <p>担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>次の受付番号274号の貸し人はA・Hさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字丸尾7,384番5、地目は畑、地積は11,080㎡です。貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、小作料金は10アール当たり7,000円となっています。</p> <p>借り人は、M・Kさん、M自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が4名で600日、自作地24,621㎡、小作地29,084㎡で、タバコ、大根を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、AP-I3台、マニアスプレダー・管理機各1台となっています。</p>

---

次の受付番号275号から277号の貸し人はK・Mさん、K市在住の方です。  
申請地は、275号が城元字前迫2,941番4、地目は畑、地積は2,096㎡、276号が城元字一本桑3,639番21、地目は畑、地積は2,731㎡、277号が神川字小屋前7,770番13、地目は畑、地積は1,278㎡で、3筆の合計が6,105㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で43,000円となっています。

借り人は、O・Nさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、小作地34,518㎡で、しきみを主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、草刈り機3台、軽トラック2台、モア・動噴各1台となっています。

受付番号274号から277号の担当調査員は、3番 厚ヶ瀬委員です。

次の受付番号278号の貸し人はK・Mさん、K町在住の方です。

申請地は、城元字牛道4,768番1、地目は畑、地積は2,548㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成32年12月14日までで、小作料金は10アール当たり20,000円となっています。

借り人は、K・Tさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が4名で90日、自作地38,158㎡、小作地28,604㎡で、タバコ、甘藷、大根を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック各4台、AP-I 3台、トラック2台となっています。

次の受付番号279号、280号の貸し人は、M・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、279号が城元字長ホケ5,219番2、地目は畑、地積は1,588㎡、280号が城元字長ホケ5,219番3、地目は畑、地積は1,446㎡で、2筆の合計が3,034㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため小作料金発生しません。

借り人は、T・Yさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、雇用が6名で200日、自作地14,361㎡、小作地41,186㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。

労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、トラック、イモ堀り機各1台となっています。

次の受付番号281号から283号の貸し人は、N・Nさん、O自治会在住の方です。

申請地は、281号が馬場字龍ノ石6, 203番、地目は畑、地積は6, 205㎡の内、3, 500㎡、282号が馬場字木道迫6, 323番、地目は畑、地籍は2, 043㎡、283号が馬場字木道迫6, 325番2、地目は畑、地積は342㎡で、3筆の合計が5, 885㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は、281号が35, 000円、282号、283号が2筆で20, 000円となっています。

借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、雇用が2名で300日、自作地28, 131㎡、小作地46, 170㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック3台、ダンプ、甘藷掘り取り機、ツル払い機各1台となっています。

次の受付番号284号の貸し人は、I・Mさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字標単山6, 330番2、地目は畑、地積は2, 308㎡となっています。貸付期間は、平成27年1月1日から平成36年12月14日までで、小作料金は30, 000円となっています。

借り人は、281号からと同じY・Yさんです。

受付番号279号から284号の担当調査員は、9番 安水委員です。

次の受付番号285号の貸し人は、T・Sさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字宮前400番1、地目は田、地積は765㎡となっています。貸付期間は、平成27年1月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は2, 010円となっています。

借り人は、S・Kさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、雇用が10名で150日、自作地39, 987㎡、小作地91, 511㎡で、甘藷、茶を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、トラクター、管理機各3台、甘藷掘り取り機2台、防除機1台となっています。

担当調査員は、7番 毛下委員です。

以上です。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号273号について、2番 基委員をお願いします。

<p>2 番 基 委員</p>	<p>説明をいたします。</p> <p>I・Mさん。この方はお茶専門でございました。最近のお茶離れと申しますか、そういう関係で今年の2月頃からこの土地を借りられたものです。その中で今年インゲンとカボチャを作って終わったところですが、最初は茶以外何も出来ないから野菜を作って大丈夫かなあということでしたけれども、やってみて良かったということで。この方は後継者が2人いらっしゃいます。そういうことで心配は無いと思います。認定農家でもありますし、頑張屋さんでもありますので、問題ないかと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号274号から277号までを、3番 厚ヶ瀬委員お願いいたします。</p>
<p>3 番 厚ヶ瀬委員</p>	<p>受付番号274番の借り人のM・Kさんは、煙草、大根、牛等を生産、耕作されております。畑の管理状況としましても綺麗に整備され、意欲と能力があり、又、認定農家でもある方でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それから受付番号275番から277番の借り人のO・Nさんですが、これはしきみ畑でございます。11月のお母さんが亡くなって、貸し人の名義が変わったということで、今度新規となっておりますが継続のようなかたちで、Oさんが耕作されております。畑の方も少しずつではございますが、綺麗にされているようでございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号278号から284号までを、9番 安水委員お願いいたします。</p>
<p>9 番 安水委員</p>	<p>受付番号278番のK・Tさんは、毎月のように出て来る名前だと思っておりますが、Tさんの方は、畑の管理もしっかり綺麗にされている方なので、何ら問題は無いかと思っております。又、K・Tさんは主幹作物は煙草です。</p> <p>受付番号279番、280番の借り人のT・Uさんも、畑は綺麗に管理されている方です。Tさんは焼酎用の甘藷を主幹作物として経営をされております。何ら問題は無いかと思っております。</p> <p>281番から284番までの借り人のY・Yさんは、現在錦江町の認定農業者連絡協議会の会長をされている方で、農業に対しては非常に真面目に取り組んでいる方ですので、何ら問題は無いかと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号285号について、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7 番 毛下委員	<p>このS・Kさんは、甘藷を作って認定農業者なんですけれども、耕作地も田代で借りて甘藷を作られているんですけれども、前このT・Sさんの所を借りていた方がもう米を作れないということで、Sさんをお願いしたところ、借りますということでございます。小作料が中途半端なんですけれども、水利費をとということでここに書いて、水利費だけ払って、後はただということでした。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
19番 鈴 委員	<p>この279、280番ですが、0円になっているんですが、何か関係があるんですか親戚とか。</p>
9 番 安水委員	<p>T・Yさんの奥さん、Uさんの従妹になります。</p>
事務局	<p>耕作放棄地の対象事業です。その関係で。荒地になっていたの。</p>
議 長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号273号から285号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号273号から285号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号のうち、受付番号273号から285号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	次に、議案第30号のうち、受付番号286号から302号までを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
-----	---

事務局	それでは、議案第30号のうち、受付番号286号から302号までを説明いたします。
-----	--

先ず、受付番号286号の貸し人は、K・Sさん、S自治会在住の方です。申請地は田代川原字上馬渡6，604番1、地目は田、地積は2，412㎡となっています。貸付期間は、平成27年1月1日から平成36年12月14日までで、小作料金は米1俵となっています。

借り人は、I・Hさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、従事者1名で、自作地12，512㎡、小作地797㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、2tダンプ、軽トラック、トラクター、下刈機各1台となっています。

次の受付番号287号の貸し人は、N・Yさん、A自治会在住の方です。

申請地は田代川原字川前4，095番2、地目は田、地積は1，310㎡となっています。貸付期間は平成27年1月1日から平成32年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Hさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者3名で、自作地20，018㎡、小作地4，079㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。労働従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、ロールベイラー、ボブキャット各1台となっています。

次の受付番号288号から290号の貸し人は、K・Tさん、I自治会在住の方です。

申請地は288号が田代川原字川前4，092番10、地目は田、地積は1，163㎡、289号が田代川原字池野後4，321番6、地目は田、地積は529㎡、290号が田代川原字池野4，295番1、地目は田、地積は1，077㎡で、3筆の合計は2，769㎡となっています。貸付期間は、平成27年1月1日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、287号と同じN・Hさんです。

次の受付番号291号から295号の貸し人は、H・Tさん、T自治会在住の方です。

申請地は291号が田代川原字白桃ノ下896番、地目は田、地積は2,890㎡、292号が田代川原字上ノ宮904番、地目は田、地積は390㎡、

293号が田代川原字上ノ宮905番、地目は田、地積は162㎡、294号が田代川原字上ノ宮906番、地目は田、地積は307㎡、295号が田代川原字石飛3,979番3、地目は田、地積は437㎡で、5筆の合計は4,186㎡となっています。貸付期間は平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Y子さん、M町在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名で、自作地5,077㎡で、水稻を主体とした経営をされています。労働従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、下刈り機各1台となっています。

受付番号287号から295号までの担当調査員は、11番 元丸委員です。

次の受付番号296号から298号の貸し人は、S・Iさん、K市在住の方です。

申請地は296号が田代麓字池増891番2、地目は田、地積は677㎡、297号が田代麓字池増892番、地目は田、地積は978㎡、298号が田代麓字池増893番1、地目は田、地積は1,256㎡で、3筆の合計は2,911㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり4,000円となっています。

借り人は、H・Hさん、M自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名で、自作地11,018㎡、小作地32,710㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、運搬機2台、コンバイン、タイヤショベル各1台となっています。

担当調査員は、12番 鍋委員です。

次の受付番号299号の貸し人はK・Kさん、K・S自治会在住の方です。

申請地は田代川原字城ノ脇1,709番1、地目は畑、地積は1,142㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は5,000円となっています。

借り人は、M・Yさん、K・S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名で、自作地1,460㎡、小作地2,447㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、管理機、下刈り機各1台となっています。

次の受付番号300号の貸し人はH・Hさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代川原字早瀬原3,633番4、地目は畑、地積は2,494㎡と

なっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、H・Sさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名で、自作地22,927㎡、小作地4,005㎡で、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック、動噴、管理機各1台となっています。

次の受付番号301号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代川原字早瀬原3,649番1、地目は畑、地積は1,511㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、受付番号300号と同じH・Sさんです。

受付番号299号から301号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

次の受付番号302号の貸し人はI・Yさん、M自治会在住の方です。

申請地は神川字中之萩6,613番2、地目は畑、地積は3,848㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

借り人は、T・Mさん、U自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が5名で380日、自作地40,790㎡、小作地35,471㎡で、甘藷、加工大根を主体とした経営をされています。労働従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル、ハーベスター、大根洗い機、大根掘り取り機各1台となっています。

この件の担当調査員は、16番 黒瀬委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号286号から295号までを、11番 元丸委員、お願いいたします。

11番  
元丸委員

報告します。

286号についてですが、今年の夏まで作付けされておりました方が、期限が切れたということで、必要なくなったと申し出がありました。この借り人のI・Hさんに無理を言いましてお願いしたところですが、もう既にイタリアンを植え付けられておりました綺麗に発芽もしております。問題ないと思っております。

それから287号から290号の借り人のN・Hさんですが、認定農家でもありますし、後継者もいます。土地の管理もしっかりされています。この小作料の

	<p>0というのが出てきますが、これはH地区の水田はほとんどが中山間事業の直接支払制度に参加しておりまして、その分の個人配分が地主さんに支払われております。その関係でほとんどの方が闇小作でも0というようなことが出てきます。</p> <p>291号から295号の借り人のN・Yさんですが、この方はM町のY在住ですが、H・Tさんとは親子関係でありまして、Hさんの農業者年金のための移譲でありますので、何ら問題は無いと思っております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号296号から298号までを、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>説明します。</p> <p>この池増という場所は、先月の定例会でも説明を申し上げましたが、田代の駐在所より二股を左側の集落の方へ曲がり、約300m行ったところにこの圃場があります。前耕作者はSさんでしたが、甘藷を作っていたりしゃいましたが、湿田気味ということで、この度打ち切りということになったため、米作りをされているHさんに相談してあっせんが成立したものです。Hさんは錦江町の定める農地取得要件に照らし合わせて見ましても、認定農業者でもあり、従事日数、意欲能力等問題無く、また農地の利用状況等についても大きな問題も無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号299号から301号までを、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。</p> <p>299号の借り人のM・Yさんは76歳ではございますが、ここは家庭菜園として利用されているようでございます。また、他の農地も綺麗に整備されているので、何ら問題は無いかと思っております。</p> <p>受付番号300号と301号の借り人のH・Sさんは、ブロッコリーやゴーヤ、野菜を中心に経営されております。この方は認定農家でもありますし、すべての農地も綺麗に耕作されていますので、何ら問題は無いかと思っております。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号302号について、16番 黒瀬委員お願いいたします。</p>

16番 黒瀬委員	<p>それでは報告いたします。</p> <p>302号の借り人のT君と貸し人のIさんでございますけれども、義理の兄弟というようなことで、継続でございます。Tさんについては、前々の煙草廃作農家というようなことで、現在は甘藷、キャベツ、ネギ、深ネギ、諸々の作物を計画的に栽培される方でございます、認定農家でもございます。錦江町が定めるところの案件には全てクリアしていると考えているところでございます。畑についても綺麗に耕作されて、地域の中堅的な青年であるということで、頑張っていると思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました、質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号286号から302号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号286号から302号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号のうち、受付番号286号から302号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	しばらく休憩します。
議長	休憩前に引き続きまして、議題を再開いたします。
議長	次に、議案第30号のうち、受付番号303号から340号までを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第30号のうち、受付番号303号から340号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号303号から307号の貸し人はH・Yさん、O自治会在住の方です。申請地は、303号が田代麓字小梅枝1, 159番1、地目は田、地積は849㎡、304号が田代麓字小梅枝1, 176番1、地目は田、地積は4</p>

06㎡、305号が田代麓字東ノ下1, 177番1、地目は田、地積は723㎡、306号が田代麓字東ノ下1, 177番2、地目は田、地積は647㎡、307号が田代麓字東ノ下1, 178番1、地目は田、地積は295㎡で、5筆の合計は2,920㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、M・Mさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地5,723㎡で、水稻を主体とした経営をされています。労働従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、下刈り機各1台となっています。

次の308号、309号の貸し人はO・Mさん、I自治会在住の方です。

申請地は、308号が田代麓字段1, 731番、地目は畑、地積は595㎡、309号が田代麓字塩井川1, 868番1、地目は田、地積は2,120㎡で、2筆の合計は2,715㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、O・Kさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、自作地3,964㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、草刈り機、タイヤショベル、軽トラック各1台となっています。

次の310号の貸し人はH・Hさん、H市在住の方です。

申請地は、田代麓字折小野4, 418番、地目は田、地積は900㎡の内、700㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成32年12月14日までで、小作料金は米(粳)1俵となっています。

借り人は、O・Kさん、O自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地3,862㎡、小作地700㎡で、水稻を主体とした経営をされています。労働従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、下刈機各1台となっています。

次の311号、312号の貸し人はM・Mさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、311号が田代麓字出口2, 904番、地目は田、地積は1,937㎡、312号が田代麓字山神2, 844番1、地目は田、地積は1,678㎡で、2筆の合計は3,615㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、M・Kさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地22,081㎡、小作地48,532㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、軽トラック、2tダンプ各1台となっています。

次の313号から317号の貸し人はY・Kさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、313号が田代麓字牧原川原2,655番1、地目は田、地積は100㎡、314号が田代麓字牧原川原2,655番2、地目は田、地積は600㎡、315号が田代麓字牧原川原2,655番3、地目は田、地積は1,313㎡、316号が田代麓字山神2,724番1、地目は田、地積は500㎡、317号が田代麓字山神2,724番2、地目は田、地積は685㎡で、5筆の合計は3,198㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、311号からと同じM・Kさんです。

次の318号、319号の貸し人はY・Kさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、318号が田代麓字東城戸1,915番1、地目は田、地積は104㎡、319号が田代麓字東城戸1,915番2、地目は田、地積は1,000㎡で、2筆の合計は1,104㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で5,000円となっています。

借り人は、T・Tさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地6,260㎡、小作地6,071㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。労働従事日数は260日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、イモ堀り機、ツル払い機各1台となっています。

次の320号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字城ノ脇1,879番、地目は田、地積は1,555㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は7,000円となっています。

借り人は、318号からと同じT・Tさんです。

次の321号、322号の貸し人はK・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は、321号が田代麓字城ノ脇1,878番1、地目は田、地積は691㎡、322号が田代麓字八田1,900番1、地目は田、地積は648㎡で、2筆の合計は1,339㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で5,000円となっています。

借り人は、318号からと同じT・Tさんです。

次の323号、324号の貸し人はN・Iさん、H自治会在住の方です。

申請地は、323号が田代麓字土橋1,636番1、地目は畑、地積は604㎡、324号が田代麓字土橋1,636番2、地目は畑、地積は171㎡で、2筆の合計は775㎡となっています。

貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で4,600円となっています。

借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

経営状況は、従事者2名、雇用が23名で6,350日、小作地63,900㎡で、野菜を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラック11台、トラクター、管理機各3台、乗用管理機2台、フォークリフト1台となっています。

次の325号の貸し人はU・Nさん、I自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字土橋1,633番、地目は畑、地積は1,001㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、小作料金は6,000円となっています。

借り人は、323号からと同じ(株)T・Fさんです。

次の326号から329号までの貸し人はH・Nさん、H自治会在住の方です。

申請地は326号が田代麓字土橋1,634番、地目は畑、地積は889㎡、327号が田代麓字土橋1,635番、地目は畑、地積は988㎡、328号が田代麓字土橋1,640番2、地目は畑、地積は277㎡、329号が田代麓字土橋1,640番1、地目は畑、地積は240㎡で、4筆の合計は2,394㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で14,300円となっています。

借り人は、323号からと同じ(株)T・Fさんです。

次の330号から335号までの貸し人はU・N子さん、K市在住の方です。

申請地は330号が田代麓字山神2,747番1、地目は田、地積は786㎡、331号が田代麓字山神2,747番2、地目は田、地積は552㎡、332号が田代麓字山神2,747番3、地目は田、地積は675㎡、333号が田代麓字山神2,747番4、地目は田、地積は661㎡、334号が田代麓字山神2,747番5、地目は田、地積は1,101㎡、335号が田代麓字山神2,747番6、地目は田、地積は631㎡で、6筆の合計は4,406㎡となっていま

す。貸付期間は、平成27年1月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10a当たり5,000円となっています。

借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地5,168㎡、小作地51,098㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、コンバイン、ベラー、ラップマシン、ダンプ各1台となっています。

受付番号303号から335号までの担当調査員は、18番 樋渡委員です。

次の336号から338号までの貸し人はH・Mさん、K市在住の方です。

申請地は336号が馬場字山之口ノ上2,201番、地目は田、地積は1,141㎡、337号が馬場字地荒神ノ下2,360番1、地目は田、地積は680㎡、338号が馬場字山ノ口1,538番1、地目は田、地積は633㎡で、3筆の合計は2,454㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成29年12月14日までで、小作料金は全部で130,000円となっています。

借り人は、T・Tさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が2名、自作地6,318㎡、小作地2,454㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

労働従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、イモ掘り機、軽トラック、動噴各1台となっています。

次の339号の貸し人はM・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字高城1,582番1、地目は畑、地積は30,303㎡の内15,000㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は150,000円となっています。

借り人は、O・Zさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、雇用が3名で30日、自作地2,473㎡、小作地15,000㎡で、バレイショ、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機4台、タイヤショベル各1台となっています。

次の340号の貸し人はT・Sさん、T自治会在住の方です。

申請地は、馬場字八木田532番1、地目は田、地積は926㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。

借り人は、O・Mさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が1名で70日、自作地9,54

1㎡、小作地2, 215㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。労働従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機、動噴各1台となっています。

受付番号336号から340号までの担当調査員は、20番 本釜委員です。以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号303号から335号までを、18番 樋渡委員、お願いいたします。

18番  
樋渡委員

報告いたします。

303号から307号、それから308号から309号を2つ一緒に説明いたします。H・YさんとM・Mさんは親子関係であります。農業者年金移譲の関係であり問題は無いかと思えます。それからO・MさんとO・Kさんも年金の関係で移譲ということで、これも何ら問題は無いと思えます。

それから310号のH・Hさんですが、これはO・Kさん、年齢はちょっと年配の方なんです、息子さんが近くにいらして休みのときは、お父さんも年齢の割にはすごく元気です。だから息子さんが協力して圃場はちゃんと管理してあります。この圃場は30年ぐらい前からOさんが、自分の土地の隣接している土地でありまして、ずっと耕作している土地であります。何ら問題は無いかと思えます。

それから311号から317号までのM・Kさんですが、M・Kさんは認定農家でもあり、後継者もおります。圃場もちゃんと管理しておりますので、何ら問題は無いかと思えます。

318号から319号、それと320号、321号、322号までを説明いたします。T・Tさんも今年も何回も上がって来ている訳ですが、年々良くなって、管理もちょっとずつは良くなってはおります。今、奥さんと2人で大変頑張っておりますので、それとお父さんが協力的でアドバイスしてちゃんとやっておりますので、何ら問題は無いと思えます。

次に323から324号のN・Iさん、325号のU・Nさん、326号から329号のH・Nさんを説明いたします。この323号から329号のT・Fさんですが、皆さんもご存じの方が多いと思えますので、何ら問題は無いと思えます。それとこれは8筆となっておりますが、圃場は1枚となっております、作業もしやすくなっておりますので、何ら問題は無いと思えます。

330号から335号のY・Hさんですが、この方も認定農家で後継者がおります。それと6筆になっておりますが、圃場は3枚になっておりますので、管理もちゃんとやりやすい状態になっておりますので、それと畜産農家でもう30頭

規模になっております。それで息子さんもいますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号336号から340号までを、20番 本釜委員お願いいたします。

20番  
本釜委員

報告いたします。

336番から338番について報告いたします。借り人のT・Tさんは、主に水稻、馬鈴薯、ハウスインゲンを耕作されております。引き続き耕作されたいということで要件等は問題ないと思われま。

339番の借り人のO・Zさんは、以前N委員をされていて、認定の業者でもあるので、特に問題は無いかと思われま。

受付番号340なんですが、この中では最高齢と思われまが、以前息子さんが耕作されていたんですが、お父さんのMさんが耕作されるということで、是非自分がやりたいということで、息子さんの手助けを借りながらやって行きたいということで問題は無いと思われま。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

8番  
寺田委員

336号からのこの2, 454㎡の13万円というのは、ちょっと高いような気がするんですが。

20番  
本釜委員

昔からの値段であり、Hさんもその値段で貸したいということで、借り受け人のTさんもそれで承知しております。

議長

他に質疑はありませんか。

16番  
黒瀬委員

330番のY・H君の後継者が居ると言われたけれども、後継者は。

18番  
樋渡委員

後継者は未だですが、もう休みとかは来ているので。

16番  
黒瀬委員

N・Hにいるあの子。

18番  
樋渡委員

辞めて戻ってくるようにお父さんは言うんですけど、もうちょっと出してくださいということで。

議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号303号から340号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号303号から340号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第30号のうち、受付番号303号から340号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、N委員の退席を求めます。</p> <p>(N委員退席)</p>
議 長	<p>次に、議案第30号のうち、受付番号341号、342号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第30号のうち、受付番号341号、342号について説明いたします。</p> <p>まず、341号の貸し人はA・Fさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字中村上原5, 543番3、地目は畑、地積は1, 657㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり8, 000円となっています。</p> <p>借り人は、N・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地7, 729㎡、小作地31, 362㎡で、水稻、肉用牛、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、コンバイン、田植機、モアー、管理機、動噴各1台となっています。</p> <p>次の、342号の貸し人はM・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字平石前157番、地目は田、地積は1, 511㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成31年12月14日ま</p>

	<p>でで、小作料金は米（粳） 2俵となっています。</p> <p>借り人は、341号と同じN・Kさんです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号341号、342号ついてを、7番 毛下委員、お願いいたします</p>
7番 毛下委員	<p>Aさんののは、今まで借りていてその継続です。N・KさんはN委員でもありますし、継続です。Mさんののは、今までお母さんが何とか作っていたんですけど、もう作れないということで、Kさんの隣の田んぼだったものですから、作ってもらえないかということでNさんをお願いされたということです。NさんはN委員でもありますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号341号、342号についてを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号341号、342号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号のうち、受付番号341号、342号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、N委員の入室、及び T委員の退席を求めます。</p> <p>(N委員入室、T委員退出)</p>
議 長	<p>次に、議案第30号のうち、受付番号343号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第30号のうち、受付番号343号について説明いたします。</p> <p>343号の貸し人はM・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字井手駄床5,079番4、地目は田、地積は2,380㎡となっています。貸付期間は、平成26年12月17日から平成29年12月14日までで、小作料金は10アール当たり3,000円となっています。</p> <p>借り人は、T・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員7名、従事者4名、自作地64,380㎡、小作地75,312㎡で、茶、野菜を主体とした経営をされています。労働従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラック5台、茶摘採機2台、防除機、中刈機、トラクター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 基委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。担当調査員2番 基委員調査報告をお願いいたします。</p>
2番 基委員	<p>先月の分でも上がって参りましたが、国道448号線の新田グランド300mの所にごぞいます。この部分も先月の分と出すつもりでしたけれども、書類の都合で今月になりましたけれども、N委員である本人が決めていらっしゃいました。ご承知のとおりN委員でもありますし、何ら問題は無いと考えます。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号343号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号343号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第30号のうち、受付番号343号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、T委員の入室、及び M委員の退席を求めます。</p> <p>(T委員入室、M丸委員退出)</p>
議 長	<p>次に、議案第30号のうち、受付番号344号から348号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第30号のうち、受付番号344号から348号までを説明いたします。</p> <p>344号から348号までの貸し人はI・Aさん、I自治会在住の方です。申請地は344号が田代川原字山神添6, 309番1、地目は田、地積は842㎡、345号が田代川原字山神添6, 309番2、地目は田、地積は732㎡、346号が田代川原字山神添6, 309番3、地目は田、地積は492㎡、347号が田代川原字山神添6, 318番、地目は田、地積は806㎡、348号が田代川原字山神添6, 544番8、地目は田、地積は1,368㎡で、5筆の合計は4,240㎡となっています。貸付期間は、平成27年1月1日から平成36年12月14日までで、小作料金は全部で米(粳)で4俵となっています。</p> <p>借り人は、M・Tさん、I自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地21,516㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。労働従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、2tダンプ、タイヤショベル、軽トラック、田植機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、14番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の14番 貫見委員、調査報告をお願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。</p> <p>344号から348号の借り人のM・TさんはN委員でもあられます。認定農家でもあられますし、後継者もおられまして、意欲と能力のある方であると思われれますので、何ら問題は無いかと思われれますので、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号のうち、受付番号344号から348号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号のうち、受付番号344号から348号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第30号のうち、受付番号344号から348号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここでM委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(M委員入室)</p>
議 長	<p>次に、「議案第31号 非農地証明願い」についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第31号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号9号の申請人は、U・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字坂ノ上2，596番2、地積は723㎡、地目は台帳では畑となっていますが、現況は山林となっています。</p> <p>この件の担当調査委員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、担当調査員 鳥越委員、調査報告をお願いします。</p>
17番 鳥越委員	<p>U・Mさんですけれども、お父さんのT・Tさんが20年ぐらい前に杉を植えられて、今回亡くなられて名義を変えようとしたところ、台帳が畑でしたけれども現況が山林ということで、非農地証明をお願いしたいということでした。よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第31号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第31号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成26年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

12番

13番

議事録調整者 窪 和人